

従業員の方、仕事をお探しの方へ

平成30年7月豪雨に伴う各種支援のご案内

このたびの平成30年7月豪雨を受け、雇用・労働関係では、次のような各種支援を行っています。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 仕事をお探しの方は…

岐阜・京都・兵庫・岡山・広島・愛媛労働局内のハローワークの「豪雨被害特別相談窓口」などで、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。

2 労働条件等に関するご相談は…

岐阜・京都・兵庫・岡山・広島・愛媛労働局および管下の労働基準監督署に「豪雨被害特別相談窓口」を開設し、災害を理由とする労働条件の引下げや解雇・有期契約労働者の雇止め等、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

3 就職活動中の学生・生徒の方は…

岡山・広島・愛媛労働局の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の相談にお応えしています。

災害による事業の休止などでお困りの方へ

1 雇用保険の特別措置があります

- 災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

→雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

- 失業給付の受給資格者が、災害により所定の認定日にハローワークへ来所できない場合や公的機関等の募集する災害救助法適用区域を支援するボランティア活動に参加する場合は、認定日変更の取扱いが可能となる場合があります。また、災害により住所又は居所を管轄するハローワークへ来所できない場合は、住所又は居所を管轄するハローワーク以外のハローワークにおいて給付手続を行うことが可能となる場合があります。

→詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

2 Q&Aをご用意しています

豪雨に伴って休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてのQ&Aをまとめていますので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。

「未払賃金立替払制度」

申請書類の簡略化や迅速な処理を行います

豪雨の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々に関する未払賃金の立替払については、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaihoshouseido/tatekae/index.html)。

「就労中や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

申請書類の受付を柔軟に行います

労働者の方が「就労中」や「通勤中」に被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられることがあります。また、請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。

→詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

「勤労者財産形成持家融資」・「労働金庫」

1 融資の返済期間などに特例措置があります

独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、財形持家融資の返済期間猶予等についての特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ (<http://www.taisyokukin.go.jp/>) をご覧ください。

2 労働金庫における対応

被災により預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

→詳しくは、東海労働金庫（0120-226-616）、近畿労働金庫（0120-191-968）、中国労働金庫（0120-86-3760）、四国労働金庫（0120-505-690）までお問い合わせください。

熱中症予防対策に取り組みましょう

- ・ **こまめな休憩**や、**連続して作業する時間の短縮**
- ・ **定期的な水分・塩分の補給**
- ・ **ためらわずに、早めに医療機関にかかる**



など [リーフレットURL https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf](https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf)

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) でも、関連の情報をお伝えしています。

